

## 鳥取県水土保全対策等補助金交付要綱

制 定 平成18年5月25日付第200600021178号  
最終改正 令和7年7月9日付第202500095937号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県水土保全対策等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、土地改良事業等の適正かつ効率的な運営の確保と土地改良財産の適正な管理を中心とした水と土の保全を行うため、鳥取県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対して行う技術援助及び公的支援並びに土地改良区等が行う事業を対象として、補助金を交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体である連合会及び土地改良区等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以下とする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業のうち水土保全強化対策事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、農業振興局農地・水保全課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。ただし、別表の第1欄の1に掲げる事業においては、交付申請を受けた日から起算して、知事とその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定前着手）

第6条 補助事業の着手は、原則として県からの本補助金の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（様式第4号）をあらかじめ知事に提出するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（遂行状況報告）

第8条 補助事業（別表の第1欄の1に掲げる事業に限る。）を実施する補助事業者は、本補助金の交付決定があった年度（以下「交付決定年度」という。）の12月の末日現在における事業遂行状況について様式第5号による報告書を作成し、当該年度の1月16日までに提出しなければならない。ただし、規則第19条に基づく概算払を交付決定に係る年度の12月に受けた場合はこの限りでない。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、本補助金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日
  - （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 規則第17条第2項の知事が認める書類は、別表の第1欄の2に掲げる事業を除き、様式第6号によるものとする。
  - 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定に係る仕入控除税額を超える場合は、補助対象経費からその超える額に対応する額を控除して報告しなければならない。
  - 5 補助対象経費に仕入控除税額がある補助事業者（仕入控除税額があるとして交付申請した補助事業者であって申告等により仕入控除税額がないこととなった者を含む。）は、実績報告の後に、申告等により仕入控除税額が確定した場合は、様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、その額が実績報告控除税額を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。また、仕入控除税額が確定しない場合にあっては、同様式により規則第18条の規定による額の確定のあった日の翌年の5月31日までに知事に報告しなければならない。

(概算払の時期等の変更を求める書類)

第10条 規則第20条第1項の申出書は、様式第8号によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、規則第26条に定める書類の他、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第6号）その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

2 前項の規定により作成し、整備し、及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月12日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年4月11日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年7月9日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第5条、第7条－第9条関係）

1	2	3	4
補助事業	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 土地改良区機能強化支援事業	土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）に基づき、次に掲げる事業を行うのに要する経費 1 土地改良管理指導センターの運営事業（連合会が行う施設・財務管理強化対策事業（3を除く。）及び研修・人材育成事業に限る。） 2 換地センターの運営事業（連合会が行う受益農地管理強化対策事業及び研修・人材育成事業に限る。）	75%	次に掲げる変更 (1) 事業費の30%を超える額の増減 (2) 第2欄の土地改良管理指導センターの運営事業と換地センターの運営事業との間の流用
	3 土地改良管理指導センターの運営事業（連合会が行う土地改良区等への経営診断・改善指導に係る巡回指導に限る。）	定額	事業費の増減
	2 土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付52構改B第600号農林水産事務次官依命通知）に基づき、土地改良施設維持管理適正化資金の造成に充てるため全国土地改良事業団体連合会に拠出する経費	50%
3 管理保全計画策定促進事業	土地改良区機能強化支援事業実施要綱に基づき、土地改良区等が水土里ビジョン策定対策推進事業を行うのに要する経費	定額	事業費の増減